
○農林水産省令第七十一号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年十一月十一日
農林水産大臣 石破 茂
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項第一号中、「新宮港」の下に「、日
高港」を加える。
附 則
この省令は、公布の日から施行する。
